

2001年11月8日  
(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

「藤沢市地域福祉活動計画」策定に伴う福祉ニーズアンケート調査に当たり住民基本台帳の個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2001年（平成13年）10月26日付けで諮問された「藤沢市地域福祉活動計画」策定に伴う福祉ニーズアンケート調査に当たり住民基本台帳の個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

## 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、住民基本台帳業務に係る個人情報を外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 外部提供する必要性について

平成12年6月、社会福祉法が施行され、地域における新たな福祉サービスや福祉課題の解決にむけ、地域における総合的な「地域福祉活動計画」の策定が義務づけられた。この計画を策定するにあたって、社会福祉協議会が主体的役割を担うこととなり、当該協議会から福祉ニーズアンケート調査を実施するため市内在住1,300名に関する住民基本台帳の住所、氏名、性別、生年月日の基本4項目の外部提供の依頼があった。

住民の福祉向上をめざしたアンケート調査であり、協力するために個人情報

を外部提供する必要性がある。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

対象者は、1,300人と多く、当該通知に係る費用及び事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれ、かつ、通知を省略することによって本人に不利益を与えないことから、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

社会福祉法の中で、社会福祉協議会には、14年度までに地域における新たな福祉サービスや福祉課題の解決にむけ、総合的な「地域福祉活動計画」の策定が義務づけられており、策定のための一手法であるアンケート調査に協力するため、市民窓口センターが、所管する住民基本台帳業務に係る個人情報地域住民の福祉向上のために外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

対象者数が多く、当該通知に係る費用及び事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれ、かつ、通知を省略することによって本人に不利益を与えないことから、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

以 上